

商工中金融資のご案内

ご利用いただける方

商工中金の株式を保有していただいている下記掲載の中小企業団体（株主団体）とその構成員の皆さまをご融資先としています。また、中小企業を主要なメンバーとする共同出資会社、および株主団体とその構成員の海外現地法人などの皆さまのご相談にも応じています。

商工中金株主団体

- 中小企業等協同組合／事業協同組合・事業協同小組合・信用協同組合
協同組合連合会・企業組合
- 協業組合
- 商工組合・同連合会
- 商店街振興組合・同連合会
- 生活衛生同業組合・同連合会・生活衛生同業小組合
- 酒造組合・同連合会・同中央会
- 酒販組合・同連合会・同中央会
- 内航海運組合・同連合会
- 輸出組合・輸入組合
- 市街地再開発組合

一般的な融資

用途	設備資金・運転資金
返済方法	分割返済または期限一時返済
融資利率	金融情勢により変更がありますので、窓口にご相談ください。
担保・保証人	必要に応じて提供していただきます。

※商工中金からのご融資には、別途審査がございます。審査に時間を要する場合があります、審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

※金利は、お申し込み時ではなく実際のご融資日の金利が適用されます。

※最終期限より前にご融資金額の一部または全額をご返済する場合、期限前弁済手数料が原則必要となります。

総合支援策に基づく各種融資制度

	貸付対象	資金使途	貸付期間（据置期間）
新事業育成資金	技術的水準が高い又は製品・サービスに特色を有する等の新たな事業を行う中小企業で、商工中金の新事業審査委員会で新規性を認定した中小企業の皆さま	新たな事業を行うために必要な設備資金、運転資金	設備：15年以内(5年以内) 運転：7年以内(2年以内)
新事業活動促進資金	経営革新計画の承認を受けた中小企業の皆さま 経営向上計画について商工中金より承認を受けた中小企業の皆さま 産業活力再生特別措置法に基づき経営資源再活用計画の認定を受けた中小企業の皆さま 中小企業新事業活動促進法に基づく特定業種に属する、又は、同法に基づく経営基盤強化計画に従って事業を行う中小企業の皆さま 新連携計画の承認を受けた中小企業の皆さま 第二創業（経営多角化、事業転換）を図る中小企業の皆さま	経営革新、経営の向上、経営資源再活用事業、経営基盤強化、新連携計画に係る事業、第二創業のために必要な設備資金、運転資金	原則： 設備：15年以内(2年以内) 運転：5年以内(1年以内)
IT活用促進資金	情報技術の普及変化に対応した情報化投資を行う中小企業の皆さま	情報関連機器等の設備を取得するために必要となる設備資金、運転資金	原則： 設備：15年以内(2年以内) 運転：5年以内(1年以内)
海外展開資金	業種、売上等一定の要件を満たし、海外展開を行う中小企業の皆さま	海外直接投資を行う為に必要とする設備資金	設備：15年以内(2年以内)
雇用促進資金	事業の拡大等により当該事業所全体で新たに原則2人以上の人材確保が見込まれる中小企業の皆さま	事業拡大等のための設備資金、運転資金	原則： 設備：15年以内(2年以内) 運転：5年以内(2年以内)
経営環境変化対応資金	経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上減少等業況悪化をきたしているが、中長期的には業況が回復し、発展が見込まれる中小企業の皆さま	中長期的な経営基盤の強化に必要な長期運転資金、社会的要因等により企業維持上緊急に必要とする設備資金	原則： 設備：15年以内(2年以内) 運転：5年以内(1年以内)
金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしている中小企業の皆さま	金融機関との取引状況の変化に伴い、必要とする運転資金	原則： 設備：15年以内(2年以内) 運転：5年以内(1年以内)
取引企業倒産対応資金	取引先企業の倒産により、経営に困難を生じている中小企業の皆さま	取引先企業の倒産に伴い緊急に必要とする運転資金（一部使途においては設備資金も対象です）	設備：15年以内(2年以内) 運転：5年以内(1年以内)
ものづくり支援資金	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づき、経済産業大臣から特定研究開発計画の認定を受けた中小企業の皆さま	特定研究開発計画を実施するために必要な設備資金、運転資金	原則： 設備：15年以内(2年以内) 運転：5年以内(1年以内)
地域資源農商工連携支援資金	①中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、経済産業大臣から地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業の皆さま ②中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づき、農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業の皆さま ③地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び農林水産物の利用促進に関する法律に基づく総合化事業計画及び研究開発・成果利用事業計画の認定を受けた中小企業の皆さま	地域産業資源活用事業計画、農商工連携事業計画を実施するために必要な設備資金、運転資金	原則： 設備：15年以内(2年以内) 運転：5年以内(1年以内)

特 集

	貸付対象	資金使途	貸付期間（据置期間）
企業立地促進資金	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、都道府県知事から企業立地計画又は事業高度化計画の承認を受けた中小企業の皆さま	企業立地計画、事業高度化計画を実施するために必要な設備資金、運転資金	原則： 設備：15年以内（2年以内） 運転：5年以内（1年以内）
事業再生支援貸付	事業再生緊急支援資金	法的再建手続開始決定から認可決定までの再生事業者の方で、かつ手続申立時点で商工中金と貸出取引のある事業者の皆さま	運転：1年未満
	事業再生安定化支援資金	・法的再建手続の認可決定から手続終了までの再生事業者の皆さま ・私的整理ガイドラインに沿って私的整理が成立した事業者の皆さま	運転：10年以内（2年以内） 設備：15年以内（2年以内）
	事業再生促進支援資金	再生事業者、再生事業者に準ずる事業者等から、営業譲渡等により事業承継する事業者の皆さま	設備：15年以内（2年以内）
企業再建支援貸出制度	再生事業者、または過剰債務を抱えているが自らのリストラ努力により再建を図ろうとする商工中金と貸出取引（申込時点）のある事業者で、妥当な経営改善計画等により、企業再建が見込まれる事業者の皆さま	企業の再生に必要とする設備資金、長期運転資金、短期運転資金（含手形割引）	設備：15年以内（2年以内） 運転：10年以内（2年以内）
省エネルギー促進無担保貸出制度	（財）省エネルギーセンター、地公体、ESCO事業者等の省エネ診断等に基づく省エネ投資を行う事業者の皆さま 債務超過でないこと、延滞していないこと、投資効果が見込まれる等種々の観点から見て返済力に問題がないと認められる場合にご融資を行います	省エネ診断等に基づく省エネ関連設備資金及びこれに係る長期・短期運転資金（除手形割引）	設備・長期運転：5年以内（6ヶ月以内） 短期運転：1年未満
環境配慮型経営支援貸付	環境配慮型経営にかかる第三者認証（ISO14000、エコアクション21、グリーン経営認証等）を取得した事業者の皆さま	環境配慮に必要な設備資金・運転資金	設備：20年以内（3年以内） 運転：10年以内（3年以内）
再生可能エネルギー推進支援貸付	再生可能エネルギー源を用いて発電された電気 の売電を行う事業者の皆さま	再生可能エネルギー源を用いた売電事業にかかる設備資金・運転資金	設備：20年以内（3年以内） 運転：10年以内（3年以内）
再チャレンジ支援貸付	過去に事業に失敗した経歴のある経営者の方で、再度事業経営にチャレンジするため新たに開業する事業者または開業後概ね5年以内の事業者の皆さま	事業立上げに再チャレンジするために必要とする設備資金、長期・短期運転資金（含手形割引）	運転：7年以内（1年以内） 設備：15年以内（3年以内）
災害復旧資金	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災を受けられた事業者の皆さま、および間接的に被害を受けられた事業者の皆さま	既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金（長期・短期）	設備：20年以内（3年以内） 運転：10年以内（3年以内）
事業承継支援貸付	①後継者不在等により事業の継続が困難な方からの事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により事業を承継する新設及び既存の事業者の皆さま ②事業を継続させていくために株主等から自己株式等を取得される事業者の皆さま ③事業を継続させていくために株式等の取得等を行う後継者の皆さま（原則として安定経営権（概ね50%超）を持つ後継者が対象となります。） ④円滑な事業承継に取組まれる事業者の皆さま	円滑な事業承継を行うのに必要な設備資金、運転資金 株式取得資金 事業買取資金 相続税等納税資金 退職金支払資金 資産買取資金	設備：15年以内（2年以内） 運転：10年以内（2年以内）
防災対策支援貸付	①中小業庁「BCP策定運用指針」等BCPを策定し、発生時に備えた事前対策に取組まれる事業者の皆さま ②地震、台風及び豪雨等の自然災害に対する防災対策に積極的に取組まれる事業者の皆さま	BCP策定に伴ない必要となる防災対策のための設備投資、運転資金及び自然災害に対する防災対策を目的とするために必要となる設備資金	設備：15年以内（2年以内） 運転：10年以内（2年以内）

危機対応業務について

平成20年10月1日以降、災害発生や経済・金融秩序の混乱等の危機時に対応するため、新たに危機対応策が構築されています。

商工中金は、中小企業・中堅企業等に対し危機対応のための融資を実施する機関（指定金融機関※）として定められています。

※指定金融機関：申請する民間金融機関のうち、一定の基準を満たすものを主務大臣が指定（商工中金と日本政策投資銀行）主務大臣が危機を認定した場合には、公庫からのリスク補完等を受けて、貸付等の「危機対応業務」を実施

損害担保付貸出について

日本政策金融公庫からの信用補完（損失額の一部補償）を受けて、事業者の必要資金をご融資します。

	東日本大震災災害復旧資金		東日本大震災セーフティネット資金	災害復旧資金	経営環境変化対応資金
対象者	事業所、事業用資産、生産設備、在庫等に被害を受けた方、原発事故に係る警戒区域等内の方 「直接被害者」	直接被害者と相応の取引（販売・仕入）があり、その影響で売上が減少している方 いわゆる「間接被害者」	震災により売上減少等の影響がある方（風評被害等を受けた いわゆる「2次被害者」に加え、直接被害者・間接被害者も対象）	災害救助法の指定を受けた市町村を含む都道府県に事業所を有し、指定災害により、当該事業所が被害を受けた方	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上減少等の影響がある方
資金使途	既存事業設備の復旧等のために必要な設備資金 在庫品の損壊・流失の補てん、生産・営業設備の補修等により必要となる運転資金等		電力不足や風評被害など、いわゆる二次被害を受けたことによる売上減少等に対応するための設備資金、運転資金	災害復旧のための設備資金及び運転資金	危機の認定がされた事案による売上減少等に対応するための設備資金、運転資金
適用利率	短期資金：短期プライムレート 長期資金：基準利率		商工中金所定の利率	商工中金所定の利率	商工中金所定の利率
利子補給	当初3年間（1億円まで）：1.4% 4年目以降又は1億円超：0.5%	当初3年間（3千万円まで）：最大1.4% 4年目以降又は3千万円超：最大0.5%	最大0.5%	当初3年間（1千万円まで）：0.9%	一部あり 最大0.4%
貸出期間（据置期間）	設備：20年以内（据置5年以内） 運転：15年以内（据置5年以内）	設備：20年以内（据置3年以内） 運転：15年以内（据置3年以内）	設備：15年以内（据置3年以内） 運転：8年以内（据置3年以内）	設備：15年以内（据置2年以内） 運転：10年以内（据置2年以内）	設備：15年以内（据置3年以内） 運転：8年以内（据置3年以内）
貸出限度	残高3億円以内（組合は残高9億円以内）		残高7億2千万円以内	残高1億5千万円以内（組合は4億5千万円以内）	残高7億2千万円以内

中央会の推薦貸付制度

貸付対象者	大阪府中小企業団体中央会ならびに商工中金が定める支援テーマ（※）に取組む組合・組合員で、大阪府中小企業団体中央会から推薦された者
資金使途	設備資金・運転資金
貸付限度	1億円（貸付金額は商工中金所定の審査によります）
貸付利率	商工中金所定の貸出利率-0.3%（固定金利） 但し、貸付期間5年超については、長期プライムレートを下限とします
貸付期間	1年以上（商工中金所定の審査によります）
担保	商工中金所定の審査の結果、必要となる場合があります
保証人	（組合へのご融資の場合）原則、組合役員 （組合員へのご融資の場合）原則、代表者1名
期限前返済	可能です。但し、期限前弁済手数料が発生する場合がございます

※具体的な支援テーマ

新設組合支援、ものづくり支援、地域資源活用支援（農商工連携を含む）、女性・子育て支援、環境対策支援、BCP支援、事業承継支援、再生可能エネルギー活用支援、海外展開支援、組合間連携支援、協業化促進支援

女性経営者を対象とした女性の社会進出、事業展開等支援資金

貸付対象者	レディース中央会会員で、大阪府中小企業団体中央会から推薦された者
資金使途	設備資金、運転資金
貸付限度	1000万円（貸付金額は当金庫所定の審査によります）
貸付利率	当金庫所定の貸出利率-0.3%（固定金利）
貸付期間	当金庫所定の審査によります（原則1年以上5年以内）
担保	当金庫所定の審査の結果、必要となる場合があります
保証人	（組合へのご融資の場合）原則、組合役員 （組合員へのご融資の場合）原則、代表者1名
期限前弁済	可能です。但し、期限前弁済手数料が発生する場合がございます

当金庫所定の審査の結果ご融資できない場合もございます。（審査の結果につきましては、直接お申込人に回答いたします）

お問い合わせ先

商工中金

大阪支店	〒550-0011	大阪市西区阿波座1-7-13	06-6532-0309
堺支店	〒590-0972	堺市堺区竜神橋町2-1-2	072-232-9441
梅田支店	〒530-0012	大阪市北区芝田2-1-18	06-6372-6551
船場支店	〒542-0081	大阪市中央区南船場1-18-17	06-6261-8431
箕面船場支店	〒562-0035	箕面市船場東2-5-47	072-729-9181
東大阪支店	〒577-0013	東大阪市長田中2-1-32	06-6746-1221